



宮 崎 県 公 報

平成20年4月1日(火曜日)号外 第18号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮崎市旭1丁目6番25号
小柳印刷株式会社

発 行 定 日 毎週月・木曜日
購読料(送料共) 1年 36,000円

目 次

規 則

○宮崎県後期高齢者医療財政安定化基金条例施行規則……………(国保・援護課) 1	頁
○鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則……………(自然環境課) 17	
○宮崎県川南遊学の森管理規則……………(“) 25	
告 示	
○指定代理納付者の指定……………(税務課) 35	
公 告	
○宮崎県医療計画の策定……………(医療業務課) 35	
企業局企業管理規程	

○企業職員の給与に関する規程の一部を改正する企業管理規程……………35	
○企業局企業職員就業規程の一部を改正する企業管理規程……………35	
○特別の勤務に従事する企業職員の勤務時間等の特例に関する規程の一部を改正する企業管理規程……………36	
○宮崎県企業局庁舎等管理規程の一部を改正する企業管理規程……………36	
○企業局電子署名規程の一部を改正する企業管理規程……………36	
○企業局会計規程の一部を改正する企業管理規程……………37	
県議会告示	
○宮崎県議会常任委員会委員の定数……………37	

規 則

宮崎県後期高齢者医療財政安定化基金条例施行規則をここに公布する。

平成二十年四月一日

宮崎県知事 東国原 英 夫

宮崎県規則第三十三号

宮崎県後期高齢者医療財政安定化基金条例施行規則

(趣旨)

第一条 この規則は、宮崎県後期高齢者医療財政安定化基金条例(平成二十年宮崎県条例第十号。以下「条例」という。)の施行に關し必要な事項を定めるものとする。

(拠出金の額の決定)

第二条 宮崎県後期高齢者医療広域連合(以下「広域連合」という。)は、特定期間(高齢者の医療の確保に関する法律(昭和五十七年法律第八十号。以下「法」という。)第百十六條第二項第一号に規定する特定期間をいう。以下同じ。)の療養の給付等に要する費用の額(法第九十三條第一項に規定する療養の給付等に要する費用の額をいう。)の見込額について、当該特定期間の前年度の二月十日までに、療養給付等費用額見込額報告書(別記様式第一号)及びその他知事が必要と認める書類を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の規定により提出された療養給付等費用額見込額報告書及びその他知事が必要と認める書類に基づき、特定期間において広域連合が納付すべき財政安定化基金拠出金(以下「拠出金」という。)の額を算定し、特定期間の初年度の五月三十一日までに、その額を広域連合に通知するものとする。

3 条例第二條第二項の規則で定める額は、前項の規定により算定される拠出金の額を二で除して得た額とし、知事は、特定期間の各年度の五月三十一日までに、その額を広域連合に通知するものとする。

とする。

(拠出金の納付期限)

第三条 条例第二條第三項の規則で定める納付期限は、特定期間の各年度の十二月二十八日とする。

(基金の積立て)

第四条 条例第三條第一項の規則で定める額は、特定期間の各年度において広域連合が納付すべき拠出金の額の二倍に相当する額とする。

(基金への繰入れの期限)

第五条 条例第三條第二項の規則で定める期限は、特定期間の各年度の十二月二十八日とする。

(基金事業交付金の交付申請)

第六条 広域連合は、基金から法第百十六條第一項第一号に掲げる事業に係る交付金(以下「基金事業交付金」という。)の交付を受けようとする場合は、特定期間の終了年度の知事が別に定める日までに、基金事業交付金交付申請書(別記様式第二号)に次に掲げる書類を添えて、知事に申請しなければならない。

一 基金事業交付金所要額計算書(別記様式第三号)

二 前号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

(基金事業交付金の交付決定及び交付)

第七条 知事は、前条の規定による申請があった場合において、当該申請の内容が適当と認めるときは、基金事業交付金の交付及び交付額を決定し、その旨を広域連合に通知するものとする。

2 前項の規定による通知を受けた広域連合は、請求書(別記様式第四号)を知事に提出しなければならない。

3 知事は、前項の規定による請求書の提出があったときは、速やかに基金事業交付金を交付するものとする。

(基金事業貸付金の借入申請)

第八条 広域連合は、特定期間の初年度において基金から法第百十六條第一項第二号に掲げる事業に係る貸付金(以下「基金事業貸付金」という。)の借入れを受けようとする場合は、当該年度の

知事が別に定める日までに、基金事業貸付金借入申請書(別記様式第五号)に次に掲げる書類を添えて、知事に申請しなければならない。

- 一 基金事業貸付金所要額計算書 A (別記様式第六号)
- 一 基金事業貸付金償還計画書(別記様式第七号)
- 二 前二号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

2 広域連合は、特定期間の終了年度において基金から基金事業貸付金の借入れを受けようとする場合は、当該年度の知事が別に定める日までに基金事業貸付金借入申請書に次に掲げる書類を添えて、知事に申請しなければならない。

- 一 基金事業貸付金所要額計算書 B (別記様式第八号)
- 一 基金事業貸付金償還計画書
- 二 前二号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

(基金事業貸付金の貸付決定及び貸付け)

第九条 知事は、前条の規定による申請があった場合において、当該申請の内容が適当と認めるときは、基金事業貸付金の貸付け及び貸付額を決定し、その旨を広域連合に通知するものとする。

2 前項の規定による通知を受けた広域連合は、請求書を知事に提出しなければならない。

3 知事は、前項の規定による請求書の提出があったときは、速やかに基金事業貸付金を貸し付けるものとする。

4 広域連合は、基金事業貸付金の貸付けを受けた場合は、直ちに借用証書(別記様式第九号)を知事に提出しなければならない。

(基金事業貸付金の償還の方法)

第十条 広域連合は、前条第一項の規定により貸付け及び貸付額の決定を受けた特定期間の借入総額を二で除した金額を次の特定期間の各年度において償還するものとする。ただし、前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令(平成十九年政令第三百二十五号。以下「政令」という。)第十四条第四項ただし書の規定により、同項第一号又は第二号に掲げる日を償還期限として貸付けを受けた場合は、借入総額をそれぞれ四又は六で除した金額を当該償還期限が属する特定期間までの各年度において償還するものとする。

2 広域連合は、各年度(次条第一項の規定により償還期限が延長された期間における各年度を含む。)の償還金の額を当該年度の十二月二十八日までに納付しなければならない。

3 広域連合は、各年度の償還期日(次条第二項の規定により延長された償還期日を含む。)までに当該基金事業貸付金の償還をしなかったときは、当該償還期日の翌日から償還の日までの日数に応じ、当該未納額につき年十四・六パーセントの割合(この場合における年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、三百六十五日当たりの割合とする。)で計算した額の延滞金を県に納付しなければならない。

(基金事業貸付金の償還期限等の延長)

第十一条 知事は、災害その他特別の事情があると認めるときは、第九条第一項の規定により貸付けを受けた基金事業貸付金の償還期限を、当該償還期限の属する特定期間の次の特定期間の終了年度の末日まで延長することができる。この場合において、当該基金事業貸付金は、延長された償還期限までの間は無利子とする。

2 知事は、災害その他特別の事情があると認めるときは、前条第一項に規定する償還期日を延長することができる。

3 広域連合は、第一項の規定による償還期限又は前項の規定による償還期日の延長を求めるときは、当該償還期限又は償還期日の二十日前までに、基金事業貸付金償還期限(償還期日)延長申請

書(別記様式第十号)を知事に提出しなければならない。

4 知事は、前項の規定により提出された基金事業貸付金償還期限(償還期日)延長申請書を審査の上、その可否及び延長する償還期限又は償還期日を決定し、広域連合に対し通知するものとする。(基金事業貸付金の任意の繰上償還)

第十二条 広域連合は、基金事業貸付金の全部又は一部を繰り上げて償還することができる。

2 広域連合が前項の規定により、基金事業貸付金の全部又は一部の繰上償還をしようとするときは、繰り上げて償還しようとする日の二十日前までに、基金事業貸付金繰上償還通知書(別記様式第十一号)を知事に提出しなければならない。

(借入台帳の整備)

第十三条 基金事業貸付金の貸付けを受けた広域連合は、基金事業貸付金借入台帳(別記様式第十二号)を整備しなければならない。(基金事業交付金及び基金事業貸付金の額の減額等)

第十四条 知事は、広域連合が次の各号のいずれかに該当するときは、基金事業交付金若しくは基金事業貸付金の額を減額し、又は基金事業交付金の交付若しくは基金事業貸付金の貸付けを行わないこととすることができる。

一 政令第十三条第九項又は政令第十四条第三項の規定に基づき、知事が必要であると認めるとき。

二 偽りその他不正の手段により、基金事業交付金の交付又は基金事業貸付金の貸付けを受けようとしたとき。

三 この規則に規定する基金事業交付金の交付又は基金事業貸付金の貸付けに係る手続を怠ったとき。

四 前三号に掲げるもののほか、知事が特に必要であると認めたとき。

2 知事は、広域連合が次の各号のいずれかに該当するときは、基金事業交付金の全部若しくは一部の返還を求め、又は基金事業貸付金の全部若しくは一部を繰り上げて償還させることができる。

一 前項第一号から第三号までに該当することが判明したとき。

一 基金事業交付金又は基金事業貸付金を後期高齢者医療財政の不足額を補てんする目的以外に使用したとき。

二 前一号に掲げるもののほか、知事が特に必要であると認めたとき。

(報告及び調査)

第十五条 知事は、必要であると認めるときは、広域連合に対し、基金事業交付金又は基金事業貸付金に関する事項について報告を求め、又は関係書類その他について実地に調査することができる。

(委任)

第十六条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 平成二十年四月一日から始まる特定期間において広域連合が納付すべき拠出金に係る療養給付等費用額見込額報告書及びその他知事が必要と認める書類の知事への提出期限は、第二条第一項の規定にかかわらず、平成二十年五月三十一日とする。この場合において、特定期間において広域連合が納付すべき拠出金の額の通知は同条第二項の規定にかかわらず同年六月三十日までに行うものとし、平成二十年度において広域連合が納付すべき額の広域連合への通知は同条第三項の規定にかかわらず同年同月同日までに

宮崎県知事宛

別記
様式第 1 号 (第 2 条関係)

文 書 番 号
年 月 日

宮崎県知事 殿

宮崎県後期高齢者医療広域連合長 印

療養給付等費用額見込額報告書

財政安定化基金拠出金の算定のために、次期特定期間（ 年度及び 年度）の療養の給付等に要する費用の額の見込額について、宮崎県後期高齢者医療財政安定化基金条例施行規則第 2 条第 1 項の規定により、下記のとおり関係書類を添えて報告します。

記

[単位：円]

年度	年度	特定期間の総額

様式第 2 号（第 6 条関係）

文 書 番 号
年 月 日

宮崎県知事

殿

宮崎県後期高齢者医療広域連合長



基金事業交付金交付申請書

宮崎県後期高齢者医療財政安定化基金の基金事業交付金の交付を受けたいので、宮崎県後期高齢者医療財政安定化基金条例施行規則第 6 条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

交付申請額

円

様式第 3 号 (第 6 条関係)

基金事業交付金所要額計算書 (年度及び 年度)

1 政令第 13 条第 2 項第 1 号に定める額

市町村名	市町村予定保険料収納額 A (ア×イ)	市町村保険料 収納必要額 ア	基金事業 対象比率 イ
	円	円	
合 計			

A の市町村合計額 B
円

市町村名	市町村実績保険料収納額 C (ウ×イ)	収納した保険料 合計額 ウ	基金事業 対象比率 イ
	円	円	
合 計			

C の市町村合計額 D
円

市町村名	E (エ×イ)	法第 99 条第 1 項及 び第 2 項の規定による 繰入金の額 エ	基金事業 対象比率 イ
	円	円	
合 計			

E の市町村合計額 F
円

政令第 13 条第 2 項第 1 号に 定める額 $G = B - D - F$
円

(注) エの金額には、平成 20 年度から平成 25 年度の間は、法附則第 14 条第 2 項の規定による繰入金の額も含めること。

2 政令第 13 条第 2 項第 2 号に定める額

市町村名	市町村予定保険料収納額 H (ア×イ)	市町村保険料 収納必要額 ア	基金事業 対象比率 イ
	円	円	
}			
合 計			

Hの市町村合計額 I
円

市町村名	市町村保険料収納下限額 J (H×オ)	市町村予定保険 料収納額 H	被保険者の数等の 区分に応じた厚生 労働省令で定める 率 オ
	円	円	
}			
合 計			

Jの市町村合計額 K
円

政令第 13 条第 2 項第 2 号に 定める額 $L = I - K$
円

(注) 政令第 13 条第 2 項に規定する保険料収納下限額未達市町村がある場合のみ記載すること。

3 政令第 13 条第 2 項第 3 号に定める額

基金事業対象費用額 M	基金事業対象収入額 N	政令第 13 条第 2 項第 3 号に 定める額 $O = M - N$
円	円	円

4 政令第 13 条第 2 項に定める交付金額

政令第 13 条第 2 項第 1 号に定める額 G	政令第 13 条第 2 項第 2 号に定める額 L	合 計 $P = G + L$
円	円	円

交 付 金 額 (OとPのうち、いずれか少ない額) × 1 / 2	円
---------------------------------------	---

様式第 4 号 (第 7 条、第 9 条関係)

請 求 書

金 額		拾	億	千	百	拾	万	千	百	拾	円
-----	--	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

ただし、 年 月 日付け第 号をもって (交付
貸付) 決定の通知を
受けた宮崎県後期高齢者医療財政安定化基金の基金事業 (交付
貸付) 金 (ただし 年度
(交付
貸付) 分) として、上記金額を請求します。

年 月 日

宮崎県知事 殿

宮崎県後期高齢者医療広域連合長

印

- (注) 1 金額は円単位とし、金額の最初に「¥」を記入すること。
2 (交付
貸付) の記載部分は、該当しない部分を二重線で消すこと。

様式第 5 号 (第 8 条関係)

文 書 番 号
年 月 日

宮崎県知事

殿

宮崎県後期高齢者医療広域連合長



基金事業貸付金借入申請書

宮崎県後期高齢者医療財政安定化基金の基金事業貸付金の借入れを受けたいので、宮崎県後期高齢者医療財政安定化基金条例施行規則第 8 条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

借入申請額

円

様式第 6 号 (第 8 条関係)

基金事業貸付金所要額計算書 A (年度)

初年度基金事業対象費用額 A	初年度基金事業対象収入額 B	C = A - B
円	円	円

貸付限度額 (C × 1. 1)	貸付希望額 (貸付限度額の範囲内)
円	円

(注) 特定期間の初年度の数値を記載すること。

様式第 7 号 (第 8 条関係)

基金事業貸付金償還計画書

借入総額 円

年度	償 還 予 定 期 日	償 還 予 定 額
	年 月 日	円
	年 月 日	円
	年 月 日	円
	年 月 日	円
	年 月 日	円
	年 月 日	円
	年 月 日	円
	年 月 日	円
	年 月 日	円
	年 月 日	円

様式第 8 号 (第 8 条関係)

基金事業貸付金所要額計算書 B (年度)

1 政令第 14 条第 2 項第 2 号イに定める額

基金事業対象費用額 A	基金事業対象収入額 B	政令第 14 条第 2 項第 2 号イに 定める額 C = A - B
円	円	円

2 政令第 14 条第 2 項第 2 号ロに定める額

特定期間の初年度の 基金事業借入金の額 D	特定期間の終了年度の 基金事業交付金の額 E	政令第 14 条第 2 項第 2 号ロに 定める額 F = D + E
円	円	円

3 政令第 14 条第 2 項第 2 号ハに定める額

市町村名	市町村保険料収納下限額 G (ア×イ)	市町村予定保険 料収納額 ア	被保険者の数等の 区分に応じて厚生 労働省令で定める 率 イ
	円	円	
{	}	}	}
合 計			

G の市町村合計額 H
円

市町村名	市町村実積保険料収納額 I (ウ×エ)	収納した保険料 合計額 ウ	基金事業 対象比率 エ
	円	円	
{	}	}	}
合 計			

I の市町村合計額 J
円

市町村名	K (オ×エ)	法第 99 条第 1 項及 び第 2 項の規定によ る繰入金の額 オ	基金事業 対象比率 エ
	円	円	
合 計			

Kの市町村合計額 L
円

政令第 14 条第 2 項第 2 号ハに 定める額 $M = H - J - L$
円

- (注) 1 政令第 14 条第 2 項第 2 号ハに規定する保険料収納下限額未滿市町村がある場合のみ記載すること。
 2 オの金額には、平成 20 年度から平成 25 年度の間は、法附則第 14 条第 2 項の規定による繰入金の額も含めること。

4 政令第 14 条第 2 項第 2 号に定める貸付金額

政令第 14 条第 2 項第 2 号 に定める貸付金額 $N = C - F - M$	貸付限度額 ($N \times 1.1$)	貸付希望額 (貸付限度額の範囲内)
円	円	円

様式第 9 号 (第 9 条関係)

借 用 証 書

金 額		拾	億	千	百	拾	万	千	百	拾	円
-----	--	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

上記金額を、宮崎県後期高齢者医療財政安定化基金の基金事業貸付金として、次の条件で借入れます。

また、この基金事業貸付金の運用、償還等に関しては、宮崎県後期高齢者医療財政安定化基金条例施行規則の関係条項に従います。

1 据 置 期 間

2 償 還 期 限

年 月 日

宮崎県知事

殿

宮崎県後期高齢者医療広域連合長



様式第 10 号 (第 11 条関係)

文 書 番 号
年 月 日

宮崎県知事

殿

宮崎県後期高齢者医療広域連合長



基金事業貸付金償還期限 (償還期日) 延長申請書

年 月 日付け第 号で貸付決定を受けた宮崎県後期高齢者医療財政安定化基金の基金事業貸付金の償還期限 (償還期日) を延長したいので、宮崎県後期高齢者医療財政安定化基金条例施行規則第 11 条第 3 項の規定により、下記のとおり申請します。

記

- 1 基金事業貸付金の借入額
- 2 基金事業貸付金の借入年度
- 3 基金事業貸付金の償還期限 (償還期日)
- 4 延長を申請する基金事業貸付金の借入額
- 5 延長後の基金事業貸付金の償還期限 (償還期日)
- 6 現在の償還計画
- 7 償還期限 (償還期日) を延長した場合の償還計画

様式第 11 号 (第 12 条関係)

文 書 番 号
年 月 日

宮崎県知事 殿

宮崎県後期高齢者医療広域連合長 印

基金事業貸付金繰上償還通知書

年 月 日付け第 号で貸付決定を受けた基金事業貸付金を、
下記のとおり繰上償還したいので、宮崎県後期高齢者医療財政安定化基金条例施行規則第 12 条第 2
項の規定により提出します。

記

借入年度	借入年月日	借 入 額	繰 上 償 還 額	繰上償還期日
		円	円	

繰上償還の理由

様式第 12 号 (第 13 条関係)

基金事業貸付金借入台帳

貸付決定通知 年 月 日	借入年月日	借 入 額 (円)	償 還 額 (円)	償 還 年 月 日	備 考

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十年四月一日

宮崎県知事 東国原 英 夫

宮崎県規則第三十四号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則（平成十五年宮崎県規則第四十二号）の一部を次のように改正する。

第九条中「特別保護地区内の水面埋立て等許可申請書」を「特別保護地区（特別保護指定区域）内行為許可申請書」に改める。

第十三条中「法第五十六条」の下に「（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成十九年法律第百三十四号。以下「鳥獣被害防止特措法」という。）第九条第五項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を加える。

第十四条中「狩猟者登録変更申請書」を「狩猟者変更登録申請書」に改める。

第十五条第一項中「第七条第九項」を「第七条第十項、第十一条の二第八項」に改め、「第二十四条第四項」の下に「、第四十二条第四項」を加え、「許可証等亡失届出書・許可証等再交付申請書」を「許可証等再交付申請書」に改め、同条第二項中「第七条第十二項及び第十三項」を「第七条第十三項及び第十四項、第十一条の二第十項」に改め、「第二十四条第六項」の下に「、第四十二条第六項」を加え、「許可証等亡失届出書・許可証等再交付申請書」を「許可証等亡失届出書」に改める。

第十六条第一項中「第七条第十項及び第十一項」を「第七条第十一項及び第十二項、第十一条の二第九項」に、「並びに第二十四条第五項」を「、第二十四条第五項並びに第四十二条第五項」に、「別記様式第十五号」を「別記様式十四号」に改め、「従事者証」の下に「、承認証」を加え、同条第二項中「第六十五条第八項」の下に「（鳥獣被害防止特措法第九条第五項の規定により読み替えて適用する法第六十一条第四項の規定による届出の場合を含む。）」を加え、「別記様式第十五号」を「別記様式十四号」に改める。

別記様式第八号及び別記様式第九号を次のように改める。

様式第 8 号 (第 9 条関係)

特別保護地区 (特別保護指定区域) 内行為許可申請書

宮崎県知事 殿

年 月 日

〒 ー ー
住 所

電話番号 ー ー

ふりがな
氏 名

印

(法人にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第 29 条第 7 項の規定により鳥獣保護区特別保護地区 (特別保護指定区域) 内における行為の許可を受けたいので、同条第 8 項の規定により次のとおり申請します。

特別保護地区 (特別保護指定区域) の名称				
行為の種類				
行為の目的				
行為の場所				
行為の場所及びその付近の状況				
林 況 (立木竹の伐採申請 をする場合のみ記入)	林 種 (□にレを付す)	□針葉樹林 □広葉樹林 □混交林 : □天然林 □人工林		
	樹 種	林 令		
	森林面積	総蓄積 (a)		
施 行 方 法	建築物等の 設置又は埋 立て (干拓) 申請に係る 要 概	建築物等の規模・構造 又は埋立て (干拓) 面積		
		工事の方法		
	立木竹の伐 採申請に係 る概要	伐採種別 (□にレを付す)	□皆 伐 □単木択伐 □群状択伐	
		伐採樹種		
		伐採面積 (本数)	平均樹令	
		平均胸高直径	伐採材積 (b)	
伐採材積歩合 (b/a)	%			
関連行為の概要				
建築物等の工事施行後の周辺、伐採跡 地、埋立て (干拓) 後の取扱い				
予 定 日	着 手	年 月 日		
	完 了	年 月 日		
備 考				

記載上の注意事項

1 「備考」欄には次の事項を記入すること。

- (1) 他の法令の規定により、当該行為が行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするものであるときは、その手続の進捗状況
 - (2) 土地所有関係及び申請者が土地所有者と異なる場合は、土地所有者の諾否又はその見込み
 - (3) 過去に鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の許可を受けたものにあつては、その旨並びに許可処分の日付、番号及び付された条件
- 2 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

添付図面 (水面の埋立て若しくは干拓、木竹の伐採又は工作物の設置に係る申請のみ添付)

- 1 行為の場所を明らかにした縮尺 5 万分の 1 以上の地形図
- 2 行為地及びその付近の状況を明らかにした縮尺 5 千分の 1 以上の概況図及び天然色写真 (近景、遠景の写真及び行為の場所との関係を明らかにした撮影位置図)
- 3 行為の実施方法の表示に必要な図面

備考 この様式は、九州各県 (沖縄県を除く。以下同じ。) の共通様式ですので、あて先を書き換えていただければ、九州各県で使用できます。

別記様式第十一号から別記様式十四号までを次のように改める。

様式第 12 号 (第 13 条関係)

(表面)

※整理番号		※登録番号		※狩猟免許		※損害の賠償		※放鳥獣猟区の区域の登録の有無		※対象鳥獣捕獲員であるか否かの別			
狩猟者登録申請書													
宮崎県知事 殿										写 真			
年 月 日													
住 所		(千 ー)				収入証紙							
		電話番号 (ー ー)											
ふりがな													
氏 名												印	
生年月日		年 月 日生											
<p>下記のとおり狩猟者登録を受けたいので、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第56条(鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律第9条第5項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により申請します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>(1) 狩猟者登録を受けようとする狩猟免許の種類(□にレ印を付す。)、使用する猟具の種類(番号に○印を付す。)、免許を与えた都道府県知事名、交付年月日及び狩猟免状の番号並びに所持する免許の種類(□にレ印を付す。第2種銃猟免許に係る登録の場合に限る。)を記入。 なお、第1種銃猟免許を受けた者が空気銃のみを申請する場合は、第2種銃猟免許に係る登録申請をすること(「第2種銃猟免許に係る登録」の□にレ印を付す。)</p>													
□ 網 免許に 係る登 録	1 網	都道府県 知事名		知事	交 付 年月日	年 月 日		狩猟免状の番号					
	□ わな 免許に 係る登 録	2 わな	都道府県 知事名		知事	交 付 年月日	年 月 日		狩猟免状の番号				
□ 第 1 種銃 猟免 許に 係る 登 録		3 ライフル銃 4 散弾銃 5 空気銃 (圧縮ガスを使用する ものを含む。)	都道府県 知事名		知事	交 付 年月日	年 月 日		狩猟免状の番号				
	□ 第 2 種銃 猟免 許に 係る 登 録	6 空気銃 (圧縮ガスを使用する ものを含む。)	所持する免許の種類		□ 第 1 種銃猟免許	□ 第 2 種銃猟免許			狩猟免状の番号				
			都道府県 知事名	知事	交 付 年月日	年 月 日							

(裏面)

(2) 狩猟をしようとする場所					
1 県の区域全部		2 放鳥獣猟区の区域			
(3) 対象鳥獣捕獲員であるか否かの別(対象鳥獣捕獲員である場合は□にレ印を付し、かつ、対象鳥獣捕獲員として所属している市町村の名称を記載する。)					
□ 対象鳥獣捕獲員 □ 対象鳥獣捕獲員でない		対象鳥獣捕獲員として所属する市町村名 ()			
(4) 免許の効力の停止の有無(有無のいずれかに○印を付し、かつ、有の場合には、その停止の期間を記載すること。)					
免許の効力の停止の有無	1 有 2 無	停止の期間	年 月 日から 年 月 日まで		
(5) 猟銃・空気銃所持許可証番号及び交付年月日(第1種銃猟免許又は第2種銃猟免許の場合)					
第1種銃猟免許	ライフル銃	猟銃・空気銃所持許可証番号	号	交付年月日	年 月 日
	散弾銃				
空気銃 (圧縮ガスを使用するものを含む。)					
第2種銃猟免許	空気銃 (圧縮ガスを使用するものを含む。)				
(6) 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則第67条の要件に関する事項					
共済事業	法人名	対象損害	給付額	被共済の期間	
損害保険契約	保険会社名	対象損害	保険金額	被保険期間	
資産保有					
(7) 職業					
<input style="width: 500px; height: 20px;" type="text"/>					
1 専門的・技術的職業従事者 2 管理的職業従事者 3 事務従事者					
4 販売従事者 5 農林業従事者 6 漁業従事者 7 採鉱・採石作業者					
8 運輸・通信従事者 9 技能工・生産工程作業者 10 単純労働者					
11 保安職業従事者 12 サービス職業従事者 13 分類不能の職業					
14 無職					
記載上の注意事項					
1 狩猟者登録を受けようとする狩猟免許の種類ごとに申請書を提出すること。					
2 文字は、かい書で明りょうに記載すること。					
3 (2)は、該当番号を○で囲むこと。					
4 (6)は、職業を具体的に記載し、さらに職業分類の該当番号を○で囲むこと。					
5 ※印欄には、申請者は記載しないこと。					
対象鳥獣捕獲員であるか否かの別の欄は、対象鳥獣捕獲員である場合は所属市町村名を、対象鳥獣捕獲員でない場合は「否」と記載するものとする。					
6 氏名を自署する場合においては、押印を省略することができる。					
添付書類					
1 狩猟により生じる損害の賠償についての要件を備えていることを証する書面					
2 申請前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの2枚					
3 申請者が県外在住者の場合には、現に狩猟免許を受けているかどうか及びその効力を確認するために必要な書類					
備考 この様式は、九州各県(沖縄県を除く。以下同じ。)の共通様式ですので、あて先を書き換えていただければ、九州各県で使用できます。					

様式第 13 号 (第 14 条関係)

(表面)

※整理番号		※登録番号		※狩猟免許		※損害の賠償		※放鳥獣猟区の区域の登録の有無	
狩猟者変更登録申請書 宮崎県知事 殿							写 真		
年 月 日									
住 所		(〒 -)		電話番号 (- -)		収入証紙			
ふりがな									
氏 名				印					
職 業									
生年月日		年 月 日生							
変更しようとする狩猟者登録証の番号				号					
変更しようとする狩猟者登録証の交付年月日		年 月 日							
下記のとおり変更登録を受けたいので、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第61条第2項の規定により申請します。 記 (1) 変更登録を受けようとする狩猟免許の種類 (□にレ印を付す。)、使用する猟具の種類 (番号に○印を付す。)、免許を与えた都道府県知事名、交付年月日及び狩猟免許の番号並びに所持する免許の種類 (□にレ印を付す。第2種銃猟免許に係る登録の場合に限る。) を記入 (変更がある場合のみ記入)。 なお、第1種銃猟免許を受けた者が空気銃のみを申請する場合は、第2種銃猟免許に係る登録申請をすること (「第2種銃猟免許に係る登録」の□にレ印を付す。)。									
□ 網 猟 免許 に 係 る 登 録	1 網	都道府県知事名	知事	交 付 年 月 日	年 月 日	狩猟免許の番号			
□ わ な 猟 免許 に 係 る 登 録	2 わな	都道府県知事名	知事	交 付 年 月 日	年 月 日	狩猟免許の番号			
□ 第 1 種 銃 猟 免許 に 係 る 登 録	3 ライフル銃	都道府県知事名	知事	交 付 年 月 日	年 月 日	狩猟免許の番号			
	4 散弾銃 5 空気銃 (圧縮ガスを使用するものを含む。)								
□ 第 2 種 銃 猟 免許 に 係 る 登 録	6 空気銃 (圧縮ガスを使用するものを含む。)	所持する免許の種類		□ 第 1 種銃猟免許	□ 第 2 種銃猟免許	狩猟免許の番号			
		都道府県知事名	知事	交 付 年 月 日	年 月 日				

(裏面)

(2) 変更をしようとする場所 (変更がある場合のみ記入)					
1 県の区域全部		2 放鳥獣猟区の区域			
(3) 免許の効力の停止の有無 (有無のいずれかに○印を付し、かつ、有の場合には、その停止の期間を記載すること。)					
免許の効力の停止の有無	1 有 2 無	停止の期間	年 月 日から	年 月 日まで	
(4) 猟銃・空気銃所持許可証番号及び交付年月日 (第1種銃猟免許又は第2種銃猟免許の場合)					
第1種 銃猟免許	ライフル銃	猟銃・空気銃 所持許可証番号	号	交付年月日	年 月 日
	散弾銃				
空気銃 (圧縮ガスを使用するものを含む。)					
第2種 銃猟免許	空気銃 (圧縮ガスを使用するものを含む。)				
記載上の注意事項					
1 狩猟者変更登録を受けようとする狩猟免許の種類ごとに申請書を提出すること。					
2 文字は、かい書で明りょうに記載すること。					
3 (1)及び(2)については、変更がある場合のみ必要事項を記入し、変更がない場合は記入しないこと。					
4 (2)は、該当番号を○で囲むこと。					
5 ※印欄には、申請者は記載しないこと。					
6 氏名を自署する場合においては、押印を省略することができる。					
添付書類					
1 申請前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの2枚					
2 申請者が県外在住者の場合には、現に狩猟免許を受けているかどうか及びその効力を確認するために必要な書類					
備考 この様式は、九州各県(沖縄県を除く。以下同じ。)の共通様式ですので、あて先を書き換えていただければ、九州各県で使用できます。					

別記様式第十五号を削る。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、交付の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則(以下「改正前の規則」という。)の規定に基づいて提出されている申請書は、この規則による改正後の鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則の相当規定に基づいて提出された申請書とみなす。

3 この規則の施行の際現に存する改正前の規則の規定に定める様式による用紙は、当分の間、所要の事項を適宜補正して使用することができる。

宮崎県川南遊学の森管理規則をここに公布する。

平成二十年四月一日

宮崎県知事 東国原 英 夫

宮 崎 県 規 則 第 三 十 五 号

宮 崎 県 川 南 遊 学 の 森 管 理 規 則

(趣旨)

第一条 この規則は、公の施設に関する条例(昭和二十九年宮崎県条例第七号。以下「条例」という。)第七条及び第十三条の規定に基づき、宮崎県川南遊学の森(以下「遊学の森」という。)の管理及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(利用期間等)

第二条 遊学の森の利用期間は、一月四日から十二月二十八日までとし、利用時間は、午前八時三十分から午後五時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、知事は、必要があると認めるときは、同項に定める利用期間及び利用時間を変更することができる。

(利用の許可の申請)

第三条 遊学の森を利用しようとする者は、知事の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けようとする者は、利用しようとする日の五日前の日までに宮崎県川南遊学の森利用許可申請書(別記様式第一号)を知事に提出しなければならない。

(利用の許可)

第四条 知事は、前条第二項の規定により宮崎県川南遊学の森利用許可申請書の提出があつた場合において、遊学の森の利用の許可をすときは、当該申請者に宮崎県川南遊学の森利用許可書(別記様式第二号)を交付するものとし、利用の許可をしないときは、当該申請者に宮崎県川南遊学の森利用不許可通知書(別記様式第三号)により通知するものとする。

2 知事は、必要があると認めるときは、前項の許可に管理運営上必要な条件を付すことができる。

(許可の基準)

第五条 知事は、当該申請者の利用が次の各号のいずれかに該当する場合は、遊学の森の利用を許可しないものとする。

一 公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがあると認められるとき。

二 遊学の森の施設又は附属物をき損するおそれがあると認められるとき。

三 その他遊学の森の管理運営上、支障があると認められるとき。

(利用許可の取消しの申出)

第六条 第三条第一項の許可を受けた者(以下「利用者」という。)

が利用の許可の取消しの申出をすときは、利用しようとする日の三日前の日までに宮崎県川南遊学の森利用許可取消申出書(別記様式第四号)を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の規定による宮崎県川南遊学の森利用許可取消申出書の提出があつたときは、当該申出書に係る利用の許可を取り消し、その旨を当該利用者へ通知するものとする。

(利用の禁止又は制限)

第七条 知事は、遊学の森の損壊その他の理由によりその利用が危険であると認められる場合又は遊学の森に関する工事のためやむを得ないと認められる場合においては、遊学の森を保全し、又はその利用者の危険を防止するため、区域を定めて、遊学の森の利用を禁止し、又は制限することができる。

(利用の拒否等)

第八条 知事は、遊学の森を利用する者が第五条各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者の利用を拒否し、又はその者に退去を命ずることができる。

(指定管理者による管理の場合の読替)

第九条 条例第十条の規定により遊学の森の管理を指定管理者に行わせる場合における第二条から前条までの規定の適用については、第二条第二項中「知事は、必要があると認めるときは」とあるのは「指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ知事の承認を得て」と、第三条から前条までの規定中「知事」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。

(指定管理者の指定の申請)

第十条 条例第十条の二第一項に規定する申請書は、指定管理者指定申請書(別記様式第五号)によるものとする。

2 条例第十条の二第一項の規則で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 定款、寄附行為、規約又はこれらに準ずる書類

二 法人にあっては、法人の登記事項証明書

三 知事が指定する事業年度における決算に関する書類又はそれに相当する書類

四 団体の業務概要及び業務実績が確認できる書類

五 その他知事が必要と認める書類

(指定管理者が行う業務)

第十一条 条例第十条の三第三号の規則で定める業務は、次に掲げる業務とする。

一 森林に関する知識及び技術の修得のための研修に関する業務

二 その他知事が必要と認める業務

(指定管理者の管理の基準)

第十二条 条例第十条の四の規則で定める管理の基準は、次に掲げる管理の基準とする。

一 関係する法令、条例、規則等の規定を遵守し、適正な遊学の森の管理運営を行うこと。

二 利用者に対して適切なサービスの提供を行うこと。

三 遊学の森の整備及び物品等の維持管理を適切に行うこと。

四 指定管理者が業務に関連して取得した個人に関する情報を適切に取り扱うこと。

五 その他知事が必要と認める基準

(協定書の締結)

第十三条 知事は、次に掲げる事項について、指定管理者と協定を締結するものとする。

一 条例第十条の三各号に掲げる業務(以下「指定管理業務」という。)の実施に関し必要な事項

- 一 前条各号に掲げる管理の基準に関し必要な事項
- 二 指定管理業務の事業報告に関する事項
- 四 前三号に掲げるもののほか、遊学の森の管理運営の適正を期するために必要な事項

(事業報告等の提出)

第十四条 指定管理者は、毎年度終了後一月以内に、次に掲げる書類を知事に提出しなければならない。

- 一 宮崎県川南遊学の森管理事業実績報告書 (別記様式第六号)
- 二 宮崎県川南遊学の森管理事業収支決算書 (別記様式第七号)
- 三 その他知事が必要と認める書類

(原状回復)

第十五条 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき、又は地方自治法 (昭和二十二年法律第六十七号) 第二百四十四条の二第十一項の規定により知事が指定管理者の指定を取り消し、若しくは期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、遊学の森を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、知事が特に原状に回復する必要がないと認める場合は、この限りでない。

(秘密の保持)

第十六条 指定管理者若しくは指定管理者であったもの又は当該指定管理者の指定管理業務に従事している者若しくは従事していた者は、その業務に関して知り得た管理運営上の秘密を、他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

(委任)

第十七条 この規則に定めるもののほか、遊学の森の管理及び運営に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成二十年四月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 条例第十条の二第三項の規定により指定管理者を指定した場合において、この規則の施行の日以後に、この規則の規定により、知事がした処分、手続その他の行為又は知事に対してされた手続その他の行為は、この規則の相当規定により、指定管理者がした処分、手続その他の行為又は指定管理者に対してされた手続その他の行為とみなす。

別記

様式第 1 号 (第 3 条関係)

宮崎県川南遊学の森利用許可申請書

年 月 日

宮崎県知事
(指定管理者)殿
様)申請者 住 所
氏 名
(電話番号)〔 法人にあつては、主たる事務所の所在地
並びに名称及び代表者の氏名 〕

宮崎県川南遊学の森を利用したいので、宮崎県川南遊学の森管理規則第 3 条第 2 項の規定により、次のとおり申請します。

利用の日時					
利用の目的					
団体利用の場合の責任者					
利用人員	小学生	中学生	高校生	その他	合計
※ 受付年月日 年 月 日		※ 許可年月日 年 月 日		※ 許可番号	
記入上の注意 1 利用人員欄には、利用人数を記入してください。 2 ※印のある欄は、記入しないでください。					

様式第 2 号 (第 4 条関係)

宮崎県川南遊学の森利用許可書

文 書 番 号
年 月 日

様

宮崎県知事
(指定管理者)

印
Ⓜ

年 月 日付で申請のあった宮崎県川南遊学の森の利用については、宮崎県川南遊学の森管理規則第 4 条第 1 項の規定により、次のとおり許可します。

利用の目的	
利用日時	年 月 日 時 分 から 年 月 日 時 分 まで
許可の条件	

様式第 3 号 (第 4 条関係)

宮崎県川南遊学の森利用不許可通知書

文 書 番 号
年 月 日

様

宮崎県知事
(指定管理者)

印
印

年 月 日付けで申請のあった宮崎県川南遊学の森の利用については、下記の理由により許可できないので、宮崎県川南遊学の森管理規則第 4 条第 1 項の規定により通知します。

記

不許可の理由

様式第 4 号 (第 6 条関係)

宮崎県川南遊学の森利用許可取消申出書

年 月 日

宮崎県知事
(指定管理者)

殿
様)

住 所
氏 名
(電話番号)

〔 法人にあつては、主たる事務所の所在地
並びに名称及び代表者の氏名 〕

年 月 日付け で許可のあつた宮崎県川南遊学の森の利用を中止したいので、宮崎県川南遊学の森管理規則第 6 条第 1 項の規定により、次のとおり申し出ます。

取消しの申出 をする理由	
備 考	

添付書類

宮崎県川南遊学の森利用許可書の写し

様式第 5 号 (第10条関係)

指定管理者指定申請書

年 月 日

宮崎県知事

殿

所在地
申請者 団体名
代表者氏名

印

宮崎県川南遊学の森の指定管理者の指定を受けたいので、公の施設に関する条例第10条の2第1項の規定により申請します。

様式第 6 号 (第 14 条関係)

年度宮崎県川南遊学の森管理事業実績報告書

年 月 日

宮崎県知事 殿

所在地
 指定管理者 団体名
 代表者氏名 ⑩

年度における宮崎県川南遊学の森の管理事業実績について、宮崎県川南遊学の森管理規則第 14 条の規定により、次のとおり報告します。

1 施設の維持管理業務

(1) 展望施設、あずまや及び野鳥観察施設

区 分	内 容	備 考

(2) バイオトイレ

区 分	内 容	備 考

(3) 炭焼き体験施設

区 分	内 容	備 考

(4) 管理道、ベンチ、作業フィールド及び案内板類

区 分	内 容	備 考

2 研修業務実績

区 分	趣 旨	内 容	開 催 日	参加人数

3 施設の利用許可実績

申 請 者 氏 名	参加人数	利 用 施 設	利 用 日 ・ 目 的
合 計			

4 その他

様式第 7 号（第 14 条関係）

年度宮崎県川南遊学の森管理事業収支決算書

年 月 日

宮崎県知事 殿

所在地
 指定管理者 団体名
 代表者氏名 ㊟

1 収入

単位：円

区 分	予 算 額	決 算 額	増 減	備 考
合 計				

※ 区分欄には、委託料等を記入すること。

2 支出

単位：円

区 分	予 算 額	決 算 額	増 減	備 考
合 計				

※ 区分欄には、光熱費、通信運搬費等を記入すること。

告 示

宮崎県告示第 261号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第 231条の2第6項の規定により、次のとおり指定代理納付者を指定した。

平成20年4月1日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 指定代理納付者の指定を受けた者
ヤフー株式会社 東京都港区六本木六丁目10番1号
- 2 指定代理納付者による代理納付を認めた歳入及び代理納付が行える期間
 - (1) ふるさと宮崎応援寄付金
平成20年4月1日から平成21年3月31日まで
 - (2) 宮崎県税条例(昭和29年宮崎県条例第19号)第2条第1項第7号に規定する自動車税
平成20年5月1日から平成20年8月31日まで

公 告

医療法(昭和23年法律第 205号)第30条の4第1項の規定により、宮崎県医療計画を次のとおり定めた。

なお、「次のとおり」は、省略し、その計画書を宮崎県福祉保健部医療業務課及び県の保健所に備え置いて縦覧に供する。

平成20年4月1日

宮崎県知事 東国原 英 夫

企業局企業管理規程

企業職員の給与に関する規程の一部を改正する企業管理規程をここに公表する。

平成二十年四月一日

宮崎県企業局長 日 高 幸 平

宮崎県企業局企業管理規程第一号

企業職員の給与に関する規程の一部を改正する企業管理規程

企業職員の給与に関する規程(昭和二十五年宮崎県企業局企業管理規程第十号)の一部を次のように改正する。

第一条中「基づき、企業職員」の下に「(臨時又は非常勤の職にある者(地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十八條の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める者を除く。)を除く。以下同じ。)」を加える。

第二条中「(以下「行政職の職員」という。)」を削る。

第二条の二第二項中「定める額」の下に「(地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百十号)第十一条第一項に規定する育児短時間勤務職員及び同法第十七条の規定による短時間勤務をしている職員にあつては、その額に企業局企業職員就業規程(昭和二十六年宮崎県企業局企業管理規程第八号)第二条第二項の規定により定められたその者の勤務時間を企業局企業職員就業規程第一条第一項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とし、その額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。)」を加える。

附 則

この企業管理規程は、公表の日から施行する。

企業局企業職員就業規程の一部を改正する企業管理規程をここに公表する。

平成二十年四月一日

宮崎県企業局長 日 高 幸 平

宮崎県企業局企業管理規程第二号

企業局企業職員就業規程の一部を改正する企業管理規程

企業局企業職員就業規程(昭和二十六年宮崎県企業局企業管理規程第八号)の一部を次のように改正する。

第二条第五項中「第三項」を「第五項」に改め、同項を同条第七項とし、同条第四項中「ただし」の下に「、育児短時間勤務職員等については、一週間ごとの期間について、当該育児短時間勤務等の内容に従い一日につき八時間を超えない範囲内で勤務時間を割り振るものとし」を、「再任用短時間勤務職員」の下に「及び任期付短時間勤務職員」を加え、同項を同条第六項とし、同条第三項中「管理者は」の下に「、育児短時間勤務職員等については、必要に応じ、当該育児短時間勤務等の内容に従いこれらの日に加えて月曜日から金曜日までの五日間において週休日を設けるものとし」を、「再任用短時間勤務職員」の下に「及び任期付短時間勤務職員」を加え、「これらの日」を「日曜日及び土曜日」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項中「第二十八條の五第一項」を「第二十八條の四第一項又は第二十八條の五第一項の規定により採用された職員で同項」に、「占める職員」を「占めるもの」に、「前項」を「第一項」に改め、「除き、」の下に「四週間を超えない期間につき」を加え、同項を同条第三項とし、同項の次に次の一項を加える。

4 育児休業法第十八条第一項の規定により採用された職員(以下「任期付短時間勤務職員」という。)の勤務時間は、第一項の規定にかかわらず、休憩時間を除き、四週間を超えない期間につき一週間当たり三十二時間までの範囲内で、管理者が定める。

第二条第一項の次に次の一項を加える。

2 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百十号。以下「育児休業法」という。)第十条第三項の規定により同条第一項に規定する育児短時間勤務(以下「育児短時間勤務」という。)の承認を受けた職員(育児休業法第十七条の規定による短時間勤務をすることとなつた職員を含む。以下「育児短時間勤務職員等」という。)の一週間当たりの勤務時間は、当該承認を受けた育児短時間勤務の内容(育児休業法第十七条の規定による短時間勤務をすることとなつた職員にあつては、同条の規定によりすることとなつた短時間勤務の内容。以下「育児短時間勤務等の内容」という。)に従い、管理者が定める。

第三条中「前条及び」を「前条第一項、第五項本文、第六項本文及び第七項並びに」に改める。

第七条の二第一項中「第二条第四項若しくは第五項又は」を「勤務日又は第二条第七項若しくは」に改め、「として、」の下に「当該休日後の」を加える。

第九条第一項中「二十日」の下に「育児短時間勤務職員等、」を、「再任用短時間勤務職員」の下に「及び任期付短時間勤務職員」を加える。

第十三條の五を第十三條の六とし、第十三條の四を第十三條の五とする。

第十三條の三第一項第二号中「第八十二條の二」を「第五十四條」に改め、同項第三号中「第八十三條第一項」を「第三十四條第一項」に改め、同条を第十三條の四とする。

第十三條の二第一項第一号中「再任用短時間勤務職員」の下に「及び任期付短時間勤務職員」を加え、同項第三号中「部分休業をし

ようとする」を「職員が部分休業により養育しようとする」に改め、「部分休業により」を削り、「職員以外」を「当該職員以外」に改め、同号を同項第四号とし、同項第二号中「地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百十号)」を「育児休業法」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

一 育児短時間勤務職員等

第十三条の二第二項中「終り」を「終わり」に改め、「職員の託児の態様、通勤の状況等から必要とされる時間について」を削り、同条第四項中「一に」を「いずれかに」に改め、同項第二号中「部分休業に係る子を職員以外の当該子の親が常態として」を「職員が部分休業により養育している子を、当該部分休業をすることにより養育している時間に、当該職員以外の当該子の親が」に改め、同項第三号中「部分休業の承認をしようとするとき」を「部分休業を承認しようとするとき」に改め、同項に次の一号を加え、同条を第十三条の三とする。

四 部分休業をしている職員について当該部分休業の内容と異なる内容の部分休業を承認しようとするとき。

第十三条の次に次の一条を加える。

(育児短時間勤務)

第十三条の二 育児短時間勤務職員等の勤務の形態は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める勤務の形態とする。

一 次号に掲げる職員以外の職員 次に掲げる勤務の形態

ア 日曜日及び土曜日を週休日とし、週休日以外の日において一日につき当該職員の一週間当たりの通常の勤務時間に十分の一を乗じて得た時間勤務すること。

イ 日曜日及び土曜日を週休日とし、週休日以外の日において一日につき当該職員の一週間当たりの通常の勤務時間に八分の一を乗じて得た時間勤務すること。

ウ 日曜日及び土曜日並びに月曜日から金曜日までの五日間のうちの二日を週休日とし、週休日以外の日において一日につき当該職員の一週間当たりの通常の勤務時間に五分の一を乗じて得た時間勤務すること。

エ 日曜日及び土曜日並びに月曜日から金曜日までの五日間のうちの二日を週休日とし、週休日以外の日のうち、二日については一日につき当該職員の一週間当たりの通常の勤務時間に五分の一を乗じて得た時間、一日については一日につき当該職員の一週間当たりの通常の勤務時間に十分の一を乗じて得た時間勤務すること。

一 特別の勤務に従事する職員(特別の勤務に従事する企業職員の勤務時間等の特例に関する規程(平成五年宮崎県企業局企業管理規程第八号)第二条第一項に規定する総務職員に限る。)

四 週間ごとの期間につき八日以上を週休日とし、当該期間につき一週間当たりの勤務時間が二十時間、二十四時間又は二十五時間となるように勤務すること。

第十六条第二項中「第二条第三項」を「第二条第五項」に改める。
第二十条中「職員」の下に「(臨時及び非常勤の職員を除く。)」を加える。

第二十五条中「再任用短時間勤務職員」の下に「及び任期付短時間勤務職員」を加える。

附 則

この企業管理規程は、公表の日から施行する。

特別の勤務に従事する企業職員の勤務時間等の特例に関する規程の一部を改正する企業管理規程をここに公表する。

平成二十年四月一日

宮崎県企業局長 日高幸平

宮崎県企業局企業管理規程第三号

特別の勤務に従事する企業職員の勤務時間等の特例に関する規程の一部を改正する企業管理規程

特別の勤務に従事する企業職員の勤務時間等の特例に関する規程(平成五年宮崎県企業局企業管理規程第八号)の一部を次のように改正する。

第五条第三項中「第二条第三項本文及び第五項」を「第二条第五項本文及び第七項」に改める。

附 則

この企業管理規程は、公表の日から施行する。

宮崎県企業局庁舎等管理規程の一部を改正する企業管理規程をここに公表する。

平成二十年四月一日

宮崎県企業局長 日高幸平

宮崎県企業局企業管理規程第四号

宮崎県企業局庁舎等管理規程の一部を改正する企業管理規程

宮崎県企業局庁舎等管理規程(平成六年宮崎県企業局企業管理規程第一号)の一部を次のように改正する。

第十二条第一項中「第二条第二項」を「第二条第五項」に、「勤務を要しない日」を「週休日」に改める。

附 則

この企業管理規程は、公表の日から施行する。

企業局電子署名規程の一部を改正する企業管理規程をここに公表する。

平成二十年四月一日

宮崎県企業局長 日高幸平

宮崎県企業局企業管理規程第五号

企業局電子署名規程の一部を改正する企業管理規程

企業局電子署名規程(平成十七年宮崎県企業局企業管理規程第十一号)の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「記録をいう。」の下に「以下同じ。」を加え、同条第三号を次のように改める。

二 地方公共団体組織認証基盤 地方公共団体が国又は地方公共団体との間で交換する電磁的記録が真正なものであることを認証するための基盤をいう。

第二条第四号中「鍵をいう。」の下に「以下同じ。」を加え、「宮崎県認証局」を「地方公共団体組織認証基盤における認証局(以下「認証局」という。)」に改め、同条第五号中「ものをいう。」の下に「以下同じ。」を加える。

第七条の見出し中「新規」を削り、同条第一項中「鍵情報等の発行を受けようとするときは、鍵情報等の使用開始の一月前までに、鍵情報等交付等申請書」を「次の各号のいずれかに該当する場合には、鍵情報等の発行を、鍵情報等発行等申請書」に改め、同項に次の各号を加える。

- 一 新規に発行を受けようとする場合
- 一 組織変更等による公開鍵証明書に記載情報の変更の発生により新たに発行を受けようとする場合
- 二 廃止又は失効により新たに発行を受けようとする場合

第七条第三項中「宮崎県認証局」を「認証局」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第二項」に、「宮崎県認

証局」を「認証局」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項第一号及び第二号に規定する鍵情報等の発行の申請は、鍵情報等の使用開始の一月前までに行わなければならない。

第八条第一項中「次の各号のいずれかに該当する場合には」を「鍵情報等の有効期間満了後も引き続き当該鍵情報等を使用しようとするときは、鍵情報等の使用開始の一月前までに」に、「鍵情報等交付等申請書」を「鍵情報等発行等申請書」に改め、同項各号及び同条第二項を削り、同条第三項中「前条第二項及び第三項」を「前条第三項及び第四項」に改め、同項を同条第二項とする。

第九条中「鍵情報等交付等申請書」を「鍵情報等発行等申請書」に改める。

第十条第二項中「前項第三号から第七号まで」を「前項各号」に改め、「該当する場合」の下に「又は組織変更等により公開鍵証明書の記載情報の変更が発生する場合」を加え、「鍵情報等交付等申請書」を「鍵情報等発行等申請書」に改める。

第十二条第一項中「又は廃止」を「、廃止又は失効」に改める。別記様式第一号中「新規発行」を「発行」に改める。

附 則

この企業管理規程は、公表の日から施行する。

企業局会計規程の一部を改正する企業管理規程をここに公表する。
平成二十年四月一日

宮崎県企業局長 日 高 幸 平

宮崎県企業局企業管理規程第六号

企業局会計規程の一部を改正する企業管理規程

企業局会計規程（平成十四年宮崎県企業局企業管理規程第六号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二百二十八条」を「第二百二十八条の二」に改める。

第七条第四項中「出納担当」の下に「勤務する職員を」を加え、「施設管理課管理担当にそれぞれ勤務する職員」を「総務課総務担当に勤務する職員（施設管理課兼務を命ぜられた職員に限る。）」に改める。

第三十三條第一項第一号中「又は郵便貯金」を削る。

第五十八條中「もよりの郵便局又は」を「最寄りの」に改める。

第八十九條第二項第六号中「随意契約」を「自治令第六百六十七條の五及び第六百六十七條の十一に規定する資格を有する者と契約を締結する場合又はこれら以外の者と随意契約」に改める。

第九十條第三号中「郵便為替証書」を「為替証書（郵政民営化法（平成十七年法律第九十七号）第九十四條に規定する郵便貯金銀行が発行する為替証書をいう。以下同じ。）」に改める。

第九十一條第一項第五号中「郵便為替証書」を「為替証書」に改める。

第九十五條第一項第一号中「指名競争契約又は随意契約」を「契約」に改める。

第百十一條第四項及び第五項を次のように改める。

4 第一項の規定にかかわらず、一般競争入札に付しようとする場合において必要があると認めるときは、当該一般競争入札の執行前に当該契約に係る予定価格を公表することができる。

5 前項の規定により、一般競争入札の執行前に当該契約に係る予定価格を公表するときは、予定価格調書は、第一項の規定にかかわらず、封書にすることを要しない。

第百十二條第一項中「工事又は製造の請負契約」を「工事又は製造その他についての請負の契約」に、「契約の内容及に適合した」を

「当該契約の内容及に適合した」に、「十分の六から十分の八まで」を「十分の六以上」に改める。

第百十三條の二第二項中「電子情報処理組織」の下に「（以下「電子情報処理組織」という。）」を加える。

第百二十一條第一項中「（昭和二十四年法律第百号）」を削り、同項及び同条第二項並びに第百二十二條第一項中「庁舎等の設備維持管理業務の委託契約に係る指名競争入札の参加資格及び指名基準に関する要綱」を「庁舎等の設備維持管理業務の委託契約に係る競争入札の参加資格等に関する要綱」に改める。

第八章第四節中第百二十八條の次に次の一条を加える。

（電子見積合わせ）

第百二十八條の二 前条第一項に規定する見積書を電子情報処理組織を使用してとる場合（以下「電子見積合わせ」という。）については、電子見積合わせに参加する者の使用に係る電子計算機に必要な事項を入力させ、所定の日時までに、契約担当者の使用に係る電子計算機に備えられた指定のファイルに記録させなければならない。

2 前項に規定するもののほか、電子見積合わせの実施については、別に定める。

別表第一の二三の項中「登記済証写し」を「登記完了を証する書類」に改める。

附 則

この企業管理規程は、公表の日から施行する。

通 知 告 白

宮崎県議会告示第四号

宮崎県議会委員会条例（昭和三十二年宮崎県条例第四十七号）第四条の規定により、宮崎県議会常任委員会委員の定数を次のように定めた。

なお、宮崎県議会常任委員会委員の定数（平成十六年宮崎県議会告示第五号）は、廃止する。

総務政策常任委員会委員	九人
厚生常任委員会委員	九人
商工建設常任委員会委員	九人
環境農林水産常任委員会委員	九人
文教警察企業常任委員会委員	九人

平成二十年四月一日

宮崎県議会議長 坂 口 博 美